

令和元年度第1回自然再生専門家会議 議事録

日時：令和元年7月25日（木）13：30～15：30

場所：経済産業省別館238各省庁共用会議室

出席者(敬称略)：

(委員長)	鷺谷 いづみ			
(委員)	大河内 勇	佐々木 淳	志村 智子	高山 光弘
	中村 太士	守山 拓弥	和田 恵次	
(環境省)	植田 自然環境局自然環境計画課 課長			
	西野 自然環境局自然環境計画課 課長補佐			
	山本 自然環境局自然環境計画課 係長			
(農林水産省)	滝 大臣官房政策課環境政策室 課長補佐			
	河北 大臣官房政策課環境政策室 係長			
(林野庁)	若松 森林整備部計画課森林計画官			
(国土交通省)	神田 総合政策局環境政策課 課長補佐			
	高森 総合政策局環境政策課 係長			
	中島 総合政策局環境政策課 事務官			
(文部科学省)	田中 総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課 課長補佐			
	山下 総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課 係長			

1. 開会

西野課長補佐：

予定の時刻となりましたので、これより、令和元年度第1回自然再生専門家会議を開催させて頂ければと存じます。

本日、事務局として司会を担当させて頂きます、環境省 自然環境局 自然環境計画課の西野と申します。会議進行に当たって拙い点もあろうかと存じますが、なにとぞご容赦を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本日の専門家会議は、委員12名のうち8名の方がご出席されておられます。定足数である過半数を満たしておりますので、会議が成立していることをまずご報告させていただきます。

また、「自然再生基本方針」並びに「自然再生専門家会議の開催について」に則り、本日の会議は公開となっておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、環境省 自然環境局 自然環境計画課長の植田よりご挨拶を申し上げます。

植田課長：

この会議は国交省、農水省、環境省の三省の共同開催です。三省を代表してご挨拶いたします。今回の会議は新しくお願いをした先生もいらっしゃいますが、基本的には昨年度から基本方針を議論頂き、今回も引き続き基本方針の見直しについてお願いしています。

この基本方針の案ですが、昨年度末に開催した専門家会議では、学術会議や地域の団体から頂いた意見を元に、委員の先生方から意見やアドバイスを頂き、それを踏まえて基本方針を掲げさせて頂きました。

今回はその後、関係省庁である国交省、農水省、環境省はもちろん、文科省その他関係機関と詳細に議論を重ねて意見交換し、基本方針の具体的案文として落とし込んだものを新旧対照表として作成しましたので、今回の議題とさせていただきます。

この基本方針ですが、パブリックコメントなどご意見を頂く機会を経て、最終的には今

年度内の閣議決定を目指しております。また、10月頃には第2回会議を開催したいと思っています。

また、この基本方針の他にも、自然再生の運用の方向、改善を含めて自然再生全体構想の作成の手引きという形で並行して作成して参ります。これについても議題2でご意見を頂ければと思います。

いずれにせよ忌憚のないご意見をよろしくお願いいたします。

西野課長補佐：

続きまして、任期満了に伴い、委員の皆様全員が6月5日付で新たに任命されております。ここで委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

(委員及び出席者紹介)

それでは次に、議題に入らせていただく前に、この度の任期満了により、委員の皆様全員が新たに任命されましたこと受け、本会議の委員長を選任を行いたいと考えます。

「資料1 自然再生専門家会議の開催について」をご覧ください。この中の「3. 委員長」の条項にございますとおり、「委員長」は「委員の互選により選任する。」となっております。つきましては、委員長の候補者について、ご意見のある方はございませんでしょうか。

意見がございませんでしょうので、大変僭越ではございませけれども、事務局から提案をさせて頂いてもよろしいでしょうか。事務局からは鷺谷先生にお願いしたいと思いますが、いかがでございませんでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。それでは、鷺谷委員が委員長に選任されました。鷺谷委員長には席をお移りいただきまして、一言ご挨拶をお願いしたいと存じます。

鷺谷委員長：

各委員の皆様のご推薦を頂きましたので、今年度も引き続き委員長を引き受けさせて頂いて、会議の進行をさせて頂きたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

主な議題は昨年度から審議してきた基本方針の見直しです。委員の皆様からはすでに活発なご意見を頂き基本方針案に反映しているところですが、本日も引き続きよろしくお願ひいたします。

西野課長補佐：

ありがとうございます。それでは、これからの議事の進行は、鷺谷委員長に願することになるわけですが、議題に入る前に一点、事務局より願ひしたいことがございませんでしょう。

先ほど御確認頂きました規定によりませると、同じく「3. 委員長」の条項に、「委員長」が「あらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。」というものがございませまして、この機会に、委員長より「委員長代理」のご指名頂けないかと考えませんでしょうか。

鷺谷委員長：

大河内委員に願ひしたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

西野課長補佐：

ありがとうございます、それではよろしくお願ひいたします。これからの議事進行を鷺谷委員長よろしくお願ひいたします。

2. 議事

議題1. 自然再生基本方針の見直しについて

鷺谷委員長：

それでは、議事次第に従いまして、議事を進めさせていただきます。

まず、議題1「自然再生基本方針の見直しについて」ですが、事務局からご説明をお願いします。

西野課長補佐：

議題1「自然再生基本方針の見直しについて」ご説明いたします。今からご説明する内容の資料ですが、資料2「自然再生基本方針の見直し これまでの論点の整理」、資料3「基本方針新旧対照表」、資料4「基本方針の見直しに係る今後のスケジュール」になります。各資料を行き来しながらプロジェクターでご説明いたします。

自然再生基本方針の見直しですが、これまでの経緯をご説明いたします。

一昨年来、自然再生の取組のレビュー、見直しに向けた論点整理、法定協議会の各協議会・法定協議会以外の活動団体・日本学術会議・各関係者等、様々な団体からのヒアリング結果のご報告内容を議題にかけさせて頂き、検討を進めてきたところです。

本年2月の専門家会議でこれまでの検討の結果を踏まえた論点としてまとめました。論点の整理の中で、基本方針の本文にどう文言を盛り込むか、具体的に検討し方針の取りまとめまでしてきました。

今後のスケジュールは、自然再生基本方針が、法律上、概ね5年に1度の見直しがあり、本年の末を目標に閣議決定を行う予定です。その関係で各種手続きを10月には開始しなければと考え、8月にはパブリックコメントを実施、10月の専門家会議にて見直し案を決定し、年末の閣議決定という全体の予定になります。

本日はパブリックコメントにかけさせていただき資料3で、自然再生基本方針の案を新旧対照表としてまとめて参りましたので、これについてご説明いたします。

説明に入る前に、見直しの論点である2月の会議で議論しました全体の概略について復習がてらご説明いたします。これから論点の説明をさせていただきますが、前回の会議で取りまとめた基本方針の見直しの論点方針については一度持ち帰り、関係省庁である国土交通省、農林水産省、環境省、文部科学省の4省の各政策担当者まで相談し内容を精査した上で、その論点について法令等のチェックを受けながら基本方針の本文に落とし込み、新旧対照表として作成しました。前回の会議より少し修正が入っていますので併せてご説明させていただきます。

見直しの論点の全体の概略をご説明いたします。これまで議論されてきた課題ですが、法定協議会設立や普及啓発、小さな自然再生の推進、生態系ネットワークや防災・減災機能の発揮に関する課題とした自然再生の課題。そして気候変動適応法成立や種の保存法改正への対応といった法律の成立・改正に関わる課題がありました。

次に第五次環境基本計画の閣議決定を踏まえ、地域循環共生圏の構築、グリーンインフラ及びEco-DRR、SDGs、生態系ネットワーク形成の推進に関する議論がありました。

さらに、専門家会議で議論した意見を加えて、協議会、学識経験者からヒアリングした際の意見を加えた結果、運用の改善に関わる課題の意見を反映させています。

自然再生基本方針の見直しとしては、こうした意見を踏まえて4つの論点を立てました。

論点①自然再生基本方針の構成の変更、論点②自然環境を取り巻く状態、希少種の保全及び外来種対策、生態系の防災・減災機能の発揮、生態系ネットワーク形成などの現行基本方針の記載強化、論点③気候変動適応法成立への対応、種の保存法改正への対応などの関連する法律の成立・改正に伴う対応、論点④第五次環境基本計画への反映、以上、4つの論点になっています。

運用の改善としては、法定協議会の設立・運営に資する資料の作成、市町村・地元団体等への情報提供・相談体制の強化、事例等の情報収集と普及啓発の強化といった具体的に自然再生の取組をいかに改善させていくかご議論頂きました。これらが前回の大きな全体

像になります。それでは個別にみていきたいと思います。

論点①「自然再生基本方針の構成の変更」ですが、これまでの基本方針では第1項の「自然再生の推進に関する基本的方向」という項目があり、(2)「自然再生の方向性」に自然再生の特徴や自然環境学習などの留意事項、自然再生を行う上での重要事項など多くが詰め込まれています。これを今回の見直しで、より分かりやすい構成に変更しようというものです。具体イメージとして、第1項の自然再生の方向性の中で、実際に自然再生の特徴にあたるものでまとめられているものはこの項目に残しつつ、自然環境学習に係るものは、第4項の「自然再生に関して行われる自然環境学習の推進に関する基本事項」に移動しています。それ以外にも自然再生の推進に関する必要事項として重要性に係るものは、第5項「その他自然再生の推進に関する重要事項」とし、国・地方公共団体等の役割と自然再生の推進に関する重要事項との二つに分類・整理しました。

この内容の本文への反映ですが、新旧対照表で細かく確認するとかなりのボリュームなので目次で説明します。右側が変更前、左が変更後になります。文字の色の説明ですが、青字は今回、論点①に関連して場所を移動したものや移動後の場所の関係で文言を若干修正したもの、つまり、あくまで変更ではなく移動させたものが青字での表示になります。赤字は今回新たに記載内容を強化し追記したものになります。本来役所で扱う新旧対照表は白黒ですが、移動と追記を区別できるように今回の専門家会議用に色分けで作成しました。

旧から移動になったのが、第4項の自然再生環境学習になります。地域産業との連携、震災関係や希少種保全・外来種等の内容については、第5項(2)となっています。

また、こうした項目を移動させた上で、これから説明します論点②、③、④に関連して拡充しているところがありますが、この先の論点2でご説明いたします。以上が論点①の構成見直しになります。

続いて論点②ですが、「自然環境を取り巻く状況」「希少種の保全及び外来種対策」「生態系の防災・減災機能の発揮の推進」「生態系ネットワーク形成の推進」「グリーンインフラの推進」の①～⑥まで6つのテーマで記載の強化をしています。

論点②-1「自然環境を取り巻く状況」の関係ですが、人口減少下の対応、環境基本計画等の情報について、記載の強化をしています。

人口減少に関するものとして、第1項(1)「我が国の自然環境を取り巻く状況」の中で記載を強化することを前回の会議で議論しましたが、記載について精査したところ、前回ご説明した内容から「里山等の二次的自然の管理についても人口減少の影響が及ぶ懸念がある」という旨を追記しました。また関連するものとして「国内の資源が過小使用アンダーユースの状態になったこと」についても、記載の強化で追記し、これは前回の会議以降の変更です。新旧対照表でいうとp.3、赤字の部分です。

同じく論点②-1「環境基本計画」に係るものとして、情報を追記するとして前回は議論させて頂きました。これに加え、担当部局と記載内容について精査した結果、「気候変動による影響の可能性も指摘されている様々な事例が観察」と表現がありますが、これについて「気候変動による生物の変化や生態系への影響が起きている確度は高いと評価され今後もその影響が拡大すると予測される」とし、評価が変わってきていることを踏まえて、前回の会議以降に修正をかけています。新旧対照表で見ると、p.4右側赤字の変更前、「影響の可能性も指摘されている様々な事例が観察されている」となっています。左側変更後は「生物の分布の変化や生態系への影響が起きている確度は高いと評価され、今後もその影響は拡大する予測」と改めさせていただいています。前回議論いただいた通り、第五次環境基本計画に係る内容についても記載しています。以上が論点②-1になります。

続いて論点②-2です。希少種の保全及び外来種対策の関係になります。「外来種被害防

止行動計画」「保護増殖事業との連携」の情報を強化すると前回会議でもお伝えしました。その反映内容について、担当者と精査したところ、「保護増殖事業等との連携にも配慮しつつ、生息・生育地の整備や管理、生息・生育状況のモニタリング等を行うとともに」と若干ですが前回よりも丁寧な記載に変更しています。

また「外来種被害防止行動計画」についても、「新たに自然再生を実施する場合は、外来種が侵入しにくい環境になるよう配慮し、現在進行している自然再生においては積極的に防除を進めるように努める」と、担当者と相談の上で実際に「外来種被害防止行動計画」の内容に照らして記載強化しています。

申し遅れましたが、参考資料3に引用先の法律や計画等の抜粋版を付けていますので、後ほどご確認ください。外来種被害防止計画についてはこの資料の12頁にあります。

これを新旧対照表でみるとp.30で本文に反映しています。冒頭でご説明しました通り、青字になっているのは論点①の関係で第1項(2)ケから第5項(2)キに移動しました。その中で赤字が論点②-2の内容を反映しています。

続いて論点②-3の説明です。生態系の防災・減災機能の発揮の推進の関係です。本件については、関係省庁が連携して取り組む必要があることから、防災・減災機能の発揮に関する事例を収集するとともに、協議会等に対して情報提供等を行っていく、これについては前回の会議で議論させて頂いた内容と変更はございません。これについて新旧対照表ではp.28で反映させて頂いています。防災関係は第1項(2)コから第5項(2)オに移動した関係で、全体が青字になり、その中で赤字なものが論点②-3に係る内容です。

続いて論点②-4です。「生態系ネットワーク形成の推進」についての関係になります。関係省庁の複数事業が協力・連携して取り組む必要があることから、関係省庁が協力して、生態系ネットワークの形成に向けた事例を収集して幅広く情報提供に努めるという内容です。

また、今回担当者と相談してアンダーラインの部分、「保護地域だけでなく、民間が保全する地域等も含めた保護地域以外の生物多様性保全上重要な地域なども視野に入れつつ」を追記しています。文字通り自然再生の観点から、保護地域以外の重要な地域も排除しない必要があると述べた内容ですが、あえて追加させて頂いているのは背景事情があり、現在、次期生物多様性国家戦略、OECMという生物多様性保全が第一の管理目的ではないが、生物多様性保全に貢献しているような地域、里地里山のようなものを指すのか私自身が専門ではないので正確なところは分からないが、これをいかに守っていくのかというところです。OECMの日本語正式略語が定まっていないと聞いておりますし、具体的内容は進んでいないので専門用語として盛り込めないのですが、今後の検討を見据え、こうした一般的で間違えのない表現で将来の検討要素を盛り込ませて頂きたいと考えています。

これについて新旧対照表でいうとp.29ですが、第1項(2)シから移動させたもので全体が青くなっていますが、第5項(2)カとして生態系ネットワークの形成として項目をしっかりと立てました。赤字の通り、論点②-4の内容を拡張しています。

続いて論点②-5「グリーンインフラの推進」について説明します、「国土利用計画」や「環境基本計画」において、グリーンインフラ等が位置づけられたことや、その後の「グリーンインフラ推進戦略」での議論を踏まえた記載の強化ということで、今年7月4日にグリーンインフラ推進戦略の策定がされました。前回の会議では議論ありませんでしたが、今回国土交通省担当者をご相談させて頂いたこと、第5項(6)「全国的、広域的な視点に基づく取組の推進」の中で、グリーンインフラに関する項目を追加記載しました。新旧対照表ではp.32、第5項(2)イでグリーンインフラに関することを載せています。

論点②-6「その他」として、小さな修正ですが、地域の産業と連携した取組のところで、自然再生活動に対する企業から期待される支援について、従来は「資材」や「労力」だったものに加えて「技術」を追加しました。前回会議では示していませんでしたが改めてご提案させて頂きました。実は環境省内で意見照会した際に、企業から出向で来ている

職員がおりまして、企業が目線から資材や労力に加えて、企業が独自に持っている環境関係の技術などを提供することで自然再生に貢献することが出来るとの意見があり、それを反映いたしました。今後、パブリックコメントも予定していますが、その際には市民の皆様の目線でこのようなご意見が出るのではないかと考えています。

具体的な反映箇所は新旧対照表p.27、第1項(2)カから第5項(2)イに移行する中、青字になっている中で赤字追加しています。論点②は以上です。

論点③「関連する法律成立・改正に伴う対応」として、③-1「気候変動適応法成立への対応」ですが、「自然再生の推進に関する基本的方向」と「その他自然再生の実施に必要な事項」の大きく2ヶ所あります。

「自然再生の推進に関する基本的方向」ですが、第1項(1)「我が国の自然環境を取り巻く状況」、(2)「自然再生の方向性」、それぞれの中で緩和策である地球温暖化の防止は記載ありましたが、気候変動適応は例示されていませんでしたので今回加えさせていただきました。新旧対照表ではp.3、p.6で追加記載をさせていただいています。

「その他自然再生の実施に必要な事項」で、気候変動適応法の成立や気候変動適応計画が閣議決定されたことを踏まえ、内容について追記させて頂く事に関して、前回の会議で議論しました。追記の文章についても担当者と詳細内容を相談の結果、もともと法律が前に書かれて気候変動適応計画が書かれていたがこれだと関係がわかりにくく、法律の制定に基づいて気候変動適応計画が閣議決定したことが分かるように場所を第5項(2)エへ修正し、それに絡んで文章を修文させて頂いています。新旧対照表ではp.28、第1項(2)シの内容を移動させて頂いた関係で青字の部分を引き継いでいますが、項目としては気候変動適応対策の取り組みという項目を立てて、前回から拡充しています。

論点③-2「種の保存法改正への対応」ですが、法改正とその内容、さらに見直しが行われた「希少野生動植物種保存基本方針」の内容について追記しました。前回の会議資料で法改正の年が本来平成30年ですが27年と間違えています、訂正お詫びします。他にも漢字、表記の間違ひもありました、今回の資料は事務局にて訂正しています。新旧対照表の反映はp.30、第1項(2)ケから移動した関係で青字となっていますが、記載の強化をしています。以上が論点③に係ることです。

続いて論点④「第五次環境基本計画の考え方の反映」について、昨年4月に閣議決定されました第五次環境基本計画で大きく位置づけられた、地域循環共生圏構築、SDGsの考え方の活用で、論点④-1、④-2として新たに項目を追加し、前回会議で議論し変更ありません。第5項(2)アに「地域循環共生圏構築に向けた取組」を項目として追加しました。

新旧対照表ではp.26になります。赤字になりますが項目として追加しています。またSDGs考え方の活用は、同じく第5項(2)ウで項目として追加しています。新旧対照表ではp.27に追加しています。前回の会議でご説明したとおりです。

以上が自然再生基本方針の見直しとして、新旧対照表に落とし込みした内容でした。それと合わせて冒頭に説明しましたが、運用の改善による課題への対応について状況説明させていただきます。

運用の改善による課題の対応は、①法定協議会の設立・運営に資する資料の作成、②市町村、地元団体等への情報提供、③相談体制の強化、④事例等の情報収集と普及・啓発の強化としています。

①法定協議会の設立・運営を行う上で制度がわかりにくく、敷居が高くとっつきにくいため、参考となる資料を作成して地域の活動団体を支援する必要があるのではないかとこの思いのもと、法定協議会化を目指す地域の活動団体などに提供することを想定し、法定

協議会の設立運営を行う上で参考となる資料として、「自然再生全体構想作成の手引き」を作成したいと考えています。これについては、後の議題2で詳細にご相談させていただきます。

なお、「地域循環共生圏構築事業」のモデル事業の実証結果を踏まえて、プラットホームづくりや人材育成等の手法について取りまとめた「地域循環共生圏構築の手引き」バージョン1.1を作成させていただいています。緑色の冊子です、お時間があるときにお目通し頂けたらと思います。

②市町村、地元団体等への情報提供ですが、ニュース形式のメール配信等によって情報提供を実施し、法定協議会を組織しようとする地域の活動団体等への情報提供できるよう、効果的な方法を検討しています。進捗があればまたご説明いたします。

③相談用メールアドレスを開設し、設立・運営を含めた相談に対して、環境省、国交省、農水省で情報共有しつつ、丁寧に対応できる体制を整備していきたいと考えております。ここに載せているメールアドレスは、すでにアドレスの開設をして、現在環境省の担当者が対応しています。関係者との連携体制を構築しながら、連携することが重要であると考えます。その際、提供させて頂く資料なども充実する必要があり、またこのメールアドレス周知のために、パンフレット作成を行いたいと考えていますので、また検討を進めながらご相談させていただきます。

④自然再生の取組事例について情報収集を行うとともに、見直しされたことやこれから見直しが行われることのお知らせを含め、ウェブサイト内容の充実や新しいパンフレットの作成配布等によって地域への普及啓発の強化を考えています。

いずれにしても、基本方針の内容の見直しだけではなく、これをいかに皆様に知って頂き活かせるかが重要であると認識しています。こうした運用面の課題についてもしっかりとしていきたいと考え、その都度ご相談させていただきますのでよろしくお願い致します。

資料4基本方針の見直しに係る今後のスケジュールを説明いたします。これまでの専門家会議を踏まえ、関係省庁に広く確認を取り、文言の精査をした上での今回の自然再生基本方針の見直しですが、本日の会議で意見をいただき、最終的にご了承が頂けたら速やかにパブリックコメントをかけさせて頂きたいと考えています。パブリックコメントには最低でも30日かかります。手続きや次回専門家会議に向けた取りまとめの期間を考慮すると、10月末に間に合わない可能性がありましたので、次回の第2回自然再生専門家会議の日程を第1回が始まる前に調整をさせて頂きました。その結果、できるだけ多くの先生の都合がつくのが10月18日（金）でしたので、この日を予定しています、お忙しいところ恐縮ですがよろしくお願い致します。

説明は以上です。

鷺谷委員長：

ありがとうございました。自然再生基本方針の見直しについて、本年2月の会議ではほぼ整理された4つの論点に沿って、構成の変更及び文言の加筆・修正が行われたとの説明があり、新旧対応表も示していただきました。皆さんのご意見に基づく論点に加えて、行政の観点からいくつか付け加えられたとのことでした。また、運用に関する前回のご意見に対応した内容についても、説明いただきました。

前回、論点まで整理されたところで、議論等については既に出尽くした感もありますので、新たに加わった部分へのご意見や感想なども含めて、少し自由にご意見をいただければと思います。この会議ではいつも全員にご発言いただいていますので、まずは五十音順でお願いし、その後に追加があれば、適宜ご発言をお願いしたいと思います。

まずは、大河内委員からお願いしてもよろしいでしょうか。

大河内委員：

大変な作業をどうもありがとうございました。的確に論点に沿って対応されており、その部分については特に意見はございません。

なお、今回を機に、自然再生基本方針案を読み直して感じたことが2点あります。

1点目は、冒頭のところで(資料3 p.4)、ずっと悪い悪いときで、気候変動のところで一番悪いとなっているが、本当はそこから少し変わっていると思います。少し世の中の流れが変わったのが、やはりこの2つの部分(愛知目標と第五次環境基本計画)でしょうから、切り替わりの言葉があってもよいのかなと思います。要するに、今いろいろなことがよい方向に向かっていて、社会的にも受け入れられるようになってきていると思うので、何か前半と後半を繋ぐ言葉があってもよい気がしました。なお、これは感想ですので、ご検討ください。

2点目が資料3 p.28の中段、青字の部分、「また、人工林の間伐、里山林の管理」からはじまる地球温暖化に関するところです。「人工林の間伐」は京都議定書に対応しているのでこれで構わないですが、時代の流れはもう一步進んでいて、オリンピックの施設が木造で作られるように、持続可能な資源を使って鉄やコンクリートから変えていく流れです。例えば修正案として、「人工林の間伐や木質系資源の持続可能な利用に向けた主伐と更新」とされてはどうかと思います。主伐によって草原性生物の繁殖や生息地が確保でき、生物多様性にも大きな意味のあることですので、ご検討ください。以上でございます。

鷺谷委員長：

ありがとうございました。それでは、佐々木委員よろしくお願ひいたします。

佐々木委員：

おまとめいただき、誠にありがとうございます。基本的な方向などについて、特に異議はございません。

6月11日だったと思いますが(国土交通省報道発表「ブルーカーボン生態系の活用に向けた取組の推進～地球温暖化防止に貢献するブルーカーボンの役割に関する検討会の設置～」)、ブルーカーボン、いわゆる海洋生態系による二酸化炭素の吸収の話で検討会が設置され、地球温暖化対策の一つに位置づけていく流れになったかと思います。それを受けて考えますと、文言の加筆があるとよいのではないかとの視点で、いくつか申し上げます。

まず、半分感想のようなものですが、資料3 p.3の上から2行目で、「地球温暖化の防止」とありますが、防止ですと強い言葉に感じてしまうので、「緩和」としてはどうかと思います。その後に対応という表現もあるので、緩和の方がよいのではないかという気がします。「気候変動の緩和」と書くのか、「地球温暖化の緩和」と書くかは、語呂の問題、一般的にどう使われているかの問題でもあると思います。

また、p.28の中段「自然再生の実施にあたっては」のところで、最初に申しましたように、ブルーカーボンも温暖化対策の一つに位置付けられそうな流れがありますので、ブルーカーボンに言及していただけたらよいと思います。具体的には、「海草・藻場の再生」という言葉がよいと思います。

同様の主旨ですが、p.29, 第5項(2)カ「生態系ネットワークの形成」のところで、「干潟の再生」と書かれています。干潟だけですと、海草や海藻がなんとなく除かれている印象があるので、ブルーカーボンとの関係を考えて、「干潟・浅場」あるいは「干潟・浅瀬」としていただくと、海草や海藻が入ってくるのが理解しやすいかと思いました。以上です。

鷺谷委員長：

ありがとうございました。浅場などの用語ですけれども、「浅海域」という言葉が使われることがあります。それでもよいでしょうか。

佐々木委員：

よいと思います。

鷺谷委員長：

ありがとうございました。それでは、志村委員よろしく願いいたします。

志村委員：

項目については丁寧に入れていただいてありがとうございます。

私も海のことをもう少し入れていただきたいというのを1つ思いました。先ほど、浅瀬とか海草・藻場のことがありましたが、海岸の生態系、例えば砂浜など土地利用の関係で人間が使い過ぎてしまっているところに関して、海外ではセットバックなどの取組が積極的に行われていますが、日本は弱い部分だと思いますので、できれば何か言葉を足していただけるとよいと思いました。

もう1つは、法律上、仕方がないのかもしれませんが、自然再生協議会をつくるのが前提となっているように感じる点です。考え方としては、とてもよいことが書かれているが、これをどう実施するかといった時に、限られた協議会だけでは、現場で状況を変えるまでに至っていない歯がゆさを感じています。そのあたりが、小さな自然再生であったり、協議会未達の部分をどう手助けしていくかが、資料2の最後のところで具体的事例としてご説明あったわけですが、そこが基本方針の中で見えづらいというか、法定協議会のみに対してこれが適用されるように見えてしまうので、協議会に至る前の段階のものであるとか、協議会に参加されている方々はまじめに自然再生に取り組んでくださっているのですが、一般の方が善意で自然破壊に繋がってしまう自然再生をやられたりするのが心配するところです。その人たちに自然再生の考え方をどう伝えるかが、このままで大丈夫かなと思ってしまいます。

最初の自然再生の方向性のところで、ここが大きくなり過ぎてしまったので整理しますということは仕方がないと思いますが、協議会だけを対象としているように感じられないか心配です。協議会じゃない人たちにも自然再生の考え方とか方向性が伝わるように実行されるとよいと感じました。

鷺谷委員長：

ありがとうございました。基本方針の中にも「小さな自然再生の推進」という項目は設けられていますが、自然再生協議会に参加されていない方への情報共有を重視するようなことが必要でしょうか。

志村委員：

どういうやり方がよいかはわかりませんが、事務局の方にお知恵をいただけたらと思います。

鷺谷委員長：

ありがとうございました。それでは、高山委員よろしく願いいたします。

高山委員：

今回初めて参加させていただきますので、よろしく願いいたします。これまでご苦労されている議論を理解していない発言があるかもしれませんが、ご容赦ください。

資料3のp.3、第1項(1)で自然環境の大切さについて、いくつか項目がありますが、この中で1つ抜けていると思われるのが、「人の健康に対する自然環境の機能」で、肉体だけでなく、精神的な健康を維持するための自然環境は非常に大事だとする議論があります。今回入れるか入れないかはお任せしますが、将来的には入れることを検討するのがよいと

思います。

また同じところで、「水環境の保全、大気環境の保全」とあるからには、土壌環境も必要と思います。「大気・水・土壌環境の保全」として、1くくりにはいかがでしょうか。

それから、気候変動の適応という言葉が新たに追加されていますが、人の生活や産業といった面も自然環境、自然再生に大事だということをアピールするのであれば、「防災・減災機能」も含めて記載してはいかがでしょうかと思いました。

これまで変更が加えられなかったところですが、p.7の下から3行目に「再生された自然環境」とありますが、それまでに保全、再生、創出の3つの言葉を用いていますので、3つのうちの再生のことだけを言っているように感じてしまうため、「保全、再生、創出された自然環境」としていただくとわかりやすいのではないのでしょうか。

p.8の1段落目、文章の最後が「べきです」となっているのに対して、以降の段落では「重要です」となっていますが、書き分けがよく分かりません。自然再生そのものは順応的管理が大原則ですので、「べきです」は上から決定するイメージが強く、今後の科学的な知見で変わっていく可能性があるという意味では、「べきです」という表現よりも、「重要です」や「必要です」といった表現を使っていた方がよいのではないかと思います。

p.9 ウの最終段落で、「地域における経験と実績に基づく知見の把握に努める」とありますが、把握だけでなく、「次に伝える」ことも大切だと思います。

p.13 カ（自然再生後の自然環境の扱い）の1行目で、「工事」という言葉が初めて出てきますが、工事というと重機を使った土木工事のイメージがどうしても強い印象です。ここでは草刈りなどの人の手だけを使うものもありますので、他のところを見ると「自然再生事業」という言葉を使っていますから、ここであえて工事としなくてもよいのではないのでしょうか。

p.26 第5項(2)アの下から3行目、「経済的合理性」とありますが、わかりにくい表現ですので、一般の方にわかりやすい表現に修正した方がよいと感じました。自然再生をすることによって、地域経済が活性化する、地域経済が活性化することが自然再生のエンジンとなることを言いたいのだと思いますので、そのような表現としていただけるとよいと思いました。

p.28の上から5行目、「企業によるSDGsへの取組を推進する動きが広がりつつあることから」とあります。基本方針の見直しが5年ですから、今後5年間この表現が続くことになりませんが、5年後はもっと進んでいるかもしれないため、その時点で「広がりつつある」という表現が残っているのはどうかと思いました。ですから、「SDGsへの取組を推進していることから」など、柔軟かつ前向きな表現にしていただけたらと思いました。

鷲谷委員長：

ありがとうございました。たくさん修正についてのご指摘を頂きました。パブリックコメントも控えていますので、適宜個別に問い合わせをさせていただけたらと思います。

植田課長：

完成に向けて、検討させていただきます。

高山委員：

どうしても反映してほしいという意見ではございませんので、検討いただけたらと思います。

鷲谷委員長：

わかりました。ありがとうございます。

それでは、中村委員よろしくお願いいいたします。

中村委員：

全体的にはよろしいと思いました。

資料3のp.28に気候変動適応としてEbA（生態系を活用した適応策：Ecosystem based Adaptationの略称）が出てきますが、EbAが気候変動適応だけに使われる用語なのか分かりませんが、そうでないならば、カッコ書きの位置は違和感があると思います。

また、グリーンインフラやEco-DRR（生態系を活用した防災・減災：Ecosystem-based Disaster Risk Reductionの略称）、EbA等の色々な用語が出てきますが、一般の方々からすると、混乱するかもしれません。備考欄的に、用語説明を盛り込むかはお任せしますが、色々な言葉が出てきた印象でした。

もう1つ、「地域循環共生圏」と「森・里・川・海」がものすごく沢山出てくる印象で、違うことを言っているのかよくわからない。環境省であればこれを推して書かれているからわかるのだろうが、読む側に立ってみるとよくわからない。何を目指そうとしているのか、特にエネルギー関係をベースにするのか、多様性をベースにするのかがよくわからないので、災害復興についての議論の中で出てきた時に違和感があります。また、p.29の「生態系ネットワークの形成」の中でも、森川里海が出てきて、地域循環共生圏とダブってしまう印象で、言葉が浮いてしまっている気がしました。なおこれは感想ですので、書き直してほしいということではありません。

p.29の3段落目で「また、東日本大震災等の自然災害からの復興に当たっては、」とありますが、重要なことは原形復旧を考え直すことと思っています。災害復旧事業では「元に戻す」ということを行っているわけですが、そうしてしまうと、結果的にここで書いてあるような「生態系を活用した防災・減災」ができなくなってしまうので、原形復旧にとらわれず、未来を見据えたよりよい復興を目指すことを書いていただきたいというのが正直なところです。

鷺谷委員長：

ありがとうございました。用語については、各省で決まっているかと思いますが、そちらに沿って確認いただけたらと思います。

また災害復旧の在り方については、法律で決まっている部分もあろうかと思いますが、自然再生を越えた議論でもありますので、認識を共有しておくということで、文言をうまく修正できるようであれば、反映していただければと思いますが、いかがでしょうか。

中村委員：

修正案をお送りしますので、採用するかどうか、また取舍選択は一任します。

鷺谷委員長：

よろしくお願いいいたします。それでは、守山委員よろしくお願いいいたします。

守山委員：

基本的に大きな違和感はございません。

気になったところで言うと、資料3 p.2の目次で移動したところがありますが、第5項「その他自然再生の推進に関する重要事項」と第5項(2)「自然再生の推進に関する重要事項」で、文言がかなり被っていることが気になりました。

また、今後、生物多様性国家戦略の中で重要になるとのニュアンスで説明のあった、資料2の論点②-4で、「生態系ネットワークの形成にあたっては、保護地域だけでなく民間が保全する地域も重要」との説明があったので、もう少し明確に書いてもよいのではないかと感じました。私は農地を対象に保全活動や研究を行っているので、このあたりが明確になっていた方が取組につなげやすいと思っています。

それと、資料3 p.27第5項(2)イ「地域の産業と連携した取組」で、エコツーリズムが書いてありますが、農地における自然資源を使った地域への活用では、エコツーリズムと並列して「生きものマーク」がよく出てくるため、生きものマークもここに載せていただくと、より実態に近づく印象を受けました。

鷺谷委員長：

ありがとうございました。生きものマークについては、もう少し広く「生き物ブランド」といった表現でもよいでしょうか。

守山委員：

生き物ブランドという言葉でもよいと思ったのですが、農水省の方で生きものマークとして一度まとめられていたかと思うので、行政の方でまとめられている文言を使用していただければと思います。

もう1点追加で、こちらは今後の議論になるかと思うことですが、資料3のp.22～24のあたり、自然環境学習という用語が環境教育とどう関係しているのか、現時点で把握できておりませんが、環境教育については法律がつくられているかと思います。平成23年に法改正がなされて、その中で地域の文化について、環境教育の中に新たに盛り込まれたと記憶しております。生き物に関係する文化的な継続が、環境教育にとって重要な要素になりつつあるので、今後の議論の中に盛り込めればよいかと思いました。

鷺谷委員長：

ありがとうございました。最後になりましたが、和田委員よろしく願いいたします。

和田委員：

資料3で2点ほどお話いたします。

p.4の4段落目、「気候変動による生物の分布の変化や生態系への影響が起きている確度は高いと評価され、」という表現ですが、分かりにくいと感じます。「確度が高い」と言うと、ある影響がはっきりせず、曖昧な感じでどうやら影響が大きいようだ と評価され、すっきりしない。ここは、単純に「影響が高く、今後もその影響は拡大すると予測される」でよいと思います。実際に分布の変化や生態系への影響が起きているのは事実ですので、確度が高いと曖昧な表現にはしない方がよろしいのではないのでしょうか。

2点目はp.31の2段落目、「新たに自然再生を実施する場合は、外来種が侵入しにくい環境になるよう配慮し、現在進行している自然再生においては積極的に防除を進める」とありますが、こちらも曖昧な表現と感じます。なお、この文章は外来種被害防止行動計画からの引用であります。ただこう書きますと、侵入しにくい環境だけを考えればよいと読めてしまうが、外来種の侵入を防止するためには、環境だけでなく、方策を講じる必要が出てきますので、環境だけにこだわる必要はないと思います。ここは、「外来種が侵入しないように配慮し、」でよいのではないのでしょうか。

続いて、「現在進行している自然再生においては積極的に防除を進める」の部分は、現在進行している自然再生の中では、必ず外来種の侵入があるように読めてしまうので、「既に外来種が侵入している場合は、積極的に防除を進める」でよいのではないのでしょうか。

鷺谷委員長：

ありがとうございました。1点目の確度が高いという表現ですが、「報告されており」とすれば客観的な表現になるかもしれません。

2点目については、条件を加えることになって、文章がややくどくなってしまうかもしれませんが、自然再生事業で必ずしも問題になっていないことまで視野にいれるよう読めてしまうことが問題なのではないかということでした。

鷺谷委員長：

それでは一通り各委員の皆様から、ご意見を頂いて、具体的に文言の修正を頂きました。今後のスケジュールは資料4で説明がありましたように、8月初旬にパブリックコメントが始められると、今年中に閣議決定ができるということですので、パブリックコメントにかけられるような修正案の意見照会を事務局からしていただいて、最終的には委員長に一任ということでのよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、そのようにさせていただきます。

また、次回の10月18日の専門家会議では、パブリックコメントの結果を事務局の方からご説明頂くということになるそうですので、しっかりと良い基本方針に仕上げ、閣議決定に至ればよいと思います。

それでは、一つ目の議題については以上としたいと思います。

議題2. 自然再生全体構想作成の手引きについて

鷺谷委員長：

続いて、議題2に移りたいと思います。

議題2の「自然再生全体構想作成の手引きについて」、事務局よりご説明をお願いします。

西野課長補佐：

資料5「自然再生全体構想作成の手引き」について、資料と図表を交えてスクリーンを用いて、ご説明いたします。

自然再生全体構想作成の手引き、こちらはまだ仮称ですが、議題1の運用改善の課題の内容で、法定協議会の設立に関する資料作成の一部として取り組んでいます。この手引きは、法定協議会の設立運営に関して、スタートする最初の段階で、複雑な制度を分かりやすく手引きとして作成をしたいと考えています。

手引きの活用対象者としては、自然再生に係る取組にすでに関心を持っておられる方を前提とし、地域においてこれから仲間を見つけて協議会を立ち上げて、取組を行おうとされる方、またすでに取り組を行っているが、本格的に法定協議会を立ち上げようとする方、そしてその方々を支援される地方自治体や環境省の方々、こうした方に資料集として活用いただきたいと思います。

作成した手引きについてはウェブサイトなどに公開し、また製本したものを、法定協議会を目指す地域の活動団体や、これを支援する自治体、担当者に提供することを想定しています。

今後のイメージとしては、議題1でも紹介した地域循環共生圏の手引きのようなものと考えていますが、初めからこのような分厚いものが作れるとは思っていません。最初は内容的に充実していないところもあると思いますが、まずはバージョン1のような形で作成し、使用しながら順応的にブラッシュアップしたいと考えています。

内容は地域の方々が協議会を立ち上げていくために、まず自然再生とはどういったものなのか、どういった制度や法律があるのか、その基本的内容はどういったものか、事業の実施の中で構想をつくり、実施計画を作り、最終的に活動してモニタリングを行う一連の流れがありますが、その仕組みを知ってもらう必要があります。

2つ目として、自然再生協議会をどう立ち上げればよいのかということについて、そもそも自然再生協議会とはどのようなもので、具体的にどのようなメリットがあるのか。どのように設立、運営していくのか、などについて知ってもらう必要があります。

3つ目として、自然再生協議会を立ち上げた後に、どうやって全体構想を策定するのか、そもそも全体構想とはどういったもので、どのような内容なのか、具体的にどう活動するのか。参加者の役割分担など情報提供する必要があります。

この先に更に全体構想を策定した後に、自然再生事業実施計画の策定がありますが、実施計画は専門家会議に諮りながら、助言を頂く内容になっています。

また、地域独自の対応性もあるので、これについては今回のマニュアル対象外として、どちらかという事業実施計画の事例集を整理する方がよいと思います。今回の手引きというのは、全体構想の作り方までをまとめた資料としたいと考えています。

本日お示しさせて頂くのは目次ですが、この資料をどのような内容にするか、環境省の担当の方針を示させて頂きます。それを踏まえて今後、業務を発注し、業者と具体的な事例等の調査を行いつつ、作業を進めたいと考えています。

また、巻末の参考資料集も合わせて重要なものと考え、こうしたもので手引きとしたいと考えています。以上です。

鷺谷委員長：

ご説明ありがとうございました。時間が押していますので、全体構想作成の手引きについては、今の目次を紹介していただき、その後それぞれの章が大きな字で書いてあるのでご覧ください。

今のご説明についてなにかご意見がありましたらお願いいたします。

志村委員：

ありがとうございます、是非作成を進めて頂きたいと思います。

法定協議会を作ることが前提になっているのは良く分かりますが、こうなってしまうと、何かやろうという方が大変そうだと思うのではないかと感じました。

できれば「自然再生を進めよう」程度の入口にして、そこから自然再生を進める時に未来に役に立つ自然再生をするには、法定協議会になるとこんなによいことがある、法定計画に沿って全体構想や事業実施計画を立てると、思い込みの自然再生ではなくきちんとしたものができるというような流れの方が、手に取って頂けるのではないのでしょうか。最初から「協議会を作りましょう」とすると手に持った段階で大変そうなので止めようとなるのではないかと印象を持ちました。参考にして頂ければと思います。

中村委員：

小さな自然再生は協議会を作る必要がないですね。自然再生推進法の中で小さな自然再生が謳われていて、それに関して何もないのはどうなのかと感じました。協議会を作るのも一つのやり方だし、協議会でなく小さな自然再生をやろうとすると、その場合資金調達など考えることはありますが、そこはカバーしなくてもよいのでしょうか。

西野課長補佐：

協議会を作って行う活動以外の活動、協議会まで行かない取組をどう支援するのかというお話だと思います。今回の手引きはそういった方もいらっしゃるれば、実際の活動をされている中で、協議会がたてられればよいが協議会になりきれない方々に、協議会はこのようにしっかりとした考え方があり、参考にして頂ければ簡単に出来るということを知りやすく使えることを目的に作りたいと考えています。

ご指摘いただいた通り、入口として自然再生に関心を持って頂くことも非常に重要だと認識しています。資料2の最後にある「運用の改善による課題への対応」のところで、今取り組んでいる方でこれから協議会を目指したい方にはこの資料をお渡ししたいが、それ以外の方には情報の提供など、相談体制の強化、関心を持ってもらえるようなパンフレット作りなど、しっかり取り組んでいく。法定協議会はたてないが、自然再生の理念に則っ

た活動をされている方々に色々な情報発信ができるようにしたいと考えています。とは言え、環境省だけでは力不足なので、関係省庁と相談していきたいと思っています。

資金の問題ですが、残念ながら自然再生事業の取組で、これに対して直接お支払いができる状況ではございません。そうした中で、地域で連携して、地域の中で資金を得ていくにはどうしたらよいか。補助金のようなものがございいますから、こういう活動をする際に使えるものはどういったものがあるのか、実際に生態系の保全に関わる補助事業等をまとめたものを作っているのです、そうしたものを活用して頂きたい。また、補助金だけでなく、地域で資金を活用してやっていくことも想定されます。

先程、地域循環共生圏がどういう位置付けのものなのかと話がありましたが、地域循環共生圏の検討は森里川海の地域づくりから始まりました。地域循環共生圏を環境基本計画に位置付ける中で、もっと広い概念があり、バイオマスのようなものを巻き込み、これは場合によっては採算が取れて資金メカニズムができるわけで、そういったものどう構築していくか、さらに発展して考えているところです。

森里川海の時には、10の団体を試験的に支援しその結果をまとめました。地域循環共生圏の概念図が分かりにくいとご指摘ありましたが、幅広くとらえた概念で、地域循環共生圏の方は大臣官房が中心となり、さらに広げた思考等に取り組んでおります。自然環境に係るものは、自然環境局でも担当させていただき連携していきたいと思っています。

鷲谷委員長：

自然再生の実践をしている地域や団体は多いと思うが、その中で一部が協議会をつくり、法律に則った形で自然再生を進めている。自然再生に興味を持っている地域は多いが、数はピラミッドのようになっている。この手引きはすでに何らかの実践を始めているものを、よりフォーマルにするのはどうしたらいいのかというような指南書のようなものではないのかと思います。ご説明があったように、これからウェブページも充実させていくということなので、協議会を作らない自然再生に関しても、地方公共団体が関わっているものも少なくないと思うので、広く調査して現状把握も必要かと思います。関心のある層がどれくらいか等、今年度の仕事ではありませんがそういうもの踏まえて、どこに焦点をあてて自然再生に関わる取組をしていくか、焦点を当てる場所は色々あると思います。

今の手引きに関しては、もう一段上にあげる、難しい印象はあるが、全体構想も穴埋め方式なども場合によれば提供できると思います。そういうものがあると、協議会も増えるように思うが、私個人の感想ですのでここでの検討は不要です。

他にいかがでしょうか。

高山委員：

法定協議会の設立の一步手前の方々に、法定協議会になっていただくためのものであれば、自然再生全体構成の手引きを手にとってもらうためにも、副題として、設立のための手引きとするとか、どうやって設立したらよいかの前面に出た方がよいと思いました。

平成20年度に自然再生協議会立ち上げの手引きを作っているのですそのまま使ってもよいかどうかわかりませんが、自分達が法定協議会に移りたいが、何か欠けていて何が足りているのか、穴埋めができて、穴が埋まれば法定協議会に移れるのだというわかりやすいものがあれば、協議会をつくる機会も多くなるのではないのでしょうか。

法定協議会に参加される一般市民の方はもちろん専門の方も苦手としているのは法律です。環境教育等促進法や生物多様性基本法などの法律と自然再生推進法がどういう絡みがあるのか、連関表があれば自分の立ち位置が分かりやすくなるのではないかと思います。

西野課長補佐：

ありがとうございます。今回の手引きを手にとった時にハードルが高いと感じると思いますので、まずは自然再生協議会を設立するとどんなよいことがあるのかを含めて、説明

できるような構成を考えています。まずは多くの人に知ってもらうことを目指して、今ご指摘頂きましたことを踏まえて、内容を簡略化して、普及を図る上で入口となるパンフレットのようなものを作成しようと考えています。そこで関心を持って頂いた方にしっかりと内容を理解頂けるような資料とを上手く組み合わせることができないか、そういった検討をしたいと思います。

鷺谷委員長：

ありがとうございます。それでは事務局からご報告を頂いた件に関しての審議はこれまでにしたいと思います。

進行にご協力いただきありがとうございます。事務局にお返しします。

議題3. その他

西野課長補佐：

2点ほど報告事項があります。

まず1点目でございますが、参考資料1についてでございます。自然再生推進法の第13条第1項において、毎年、自然再生の進捗状況を公表することになっております。現在、全国で26の協議会があるわけですが、昨年度の最新の情報をここにまとめております。お時間のある時にご覧ください。またウェブサイトでも公開して、広報していきたいと考えております。

2点目でございますが、参考資料2としてA4縦の1枚紙でございます。昨年度の専門家会議でもご紹介させて頂き、ご関心を頂きました、全国の自然再生協議会が一堂に会して意見交換や情報交換を行う場である「自然再生協議会全国会議」についてでございます。

本年度の「全国会議」を9月中旬に、榎野川河口域・干潟自然再生協議会がごいます山口県において開催する方向で、調整を進めております。

昨年度の専門家会議の議論の中でも、現場の生の声を聞くことができる場でもあるということで、大変、ご関心を頂いたところでございます。お忙しいとは存じますが、ご関心のあられる方で、もし時間の都合がつかれる方がございましたら、ご出席を検討いただきたく、この場を借りてご案内申し上げるものでございます。

近日中に各専門家委員の皆様あてに、ご招待の案内を送らせて頂くことになろうかと考えておりますので、よろしく願いいたします。補足として、自然再生協議会及び専門家会議からの出席者に対しては、交通費、宿泊費、日当等について全国会議の事務局の方でご用意いたしますので、前向きにご検討のほどお願いいたします。

事務局からの連絡は以上でございます。

3. 閉会

植田課長：

時間が押して申し訳ありませんでした。本日は貴重なご意見アドバイスを頂きありがとうございました。

議題1は申し上げた通り、各省庁と再度詰めて頂きたいと思います。議題2は途中でもご意見頂いた通り、小さな自然再生の推奨、奨励につながるような何かデータや需要も含めた材料になるものを今後前向きに議論したいと思います。ありがとうございました。